



平成28  30年度

上三川町学校教育の方針



上三川町教育委員会

目 次

上三川町民憲章

I	学校教育推進の方向	2
	○学校教育の課題と現状	
	○「生きる力」の理念とその育成	
	○学校・家庭・地域・行政の連携	
II	上三川町の学校像	4
III	学校教育における指導の重点と方策	7
	1 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進・充実	
	2 教職員の資質の向上と研修の充実	
	3 現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・支援の充実	
	4 児童・生徒指導の充実	
	5 人権教育の充実	
	6 特別支援教育の推進・充実	
	7 健康・体力の増進と安全教育の充実	
	8 学校図書館教育の推進・充実	
	9 社会の変化に対応した教育の充実	
IV	資料	15
	資料1 伸びよう 伸ばそう 上三川の子どもたち	
	資料2 上三川町いじめ撲滅子ども宣言	
	資料3 上三川町子どもスマホ・携帯ルール	

上三川町民憲章

わたくしたちは、上三川町民であることに誇りをもち、さらに、一層の発展をめざし、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。

一、心身をきたえ、教養を深め

文化の高い町をつくりましょう

一、郷土を愛し、環境をととのえ

住みよい町をつくりましょう

一、互いに励まし、心をふれあい

明るい町をつくりましょう

一、勤労をとうとび、産業をさかんにし

豊かな町をつくりましょう

一、きまりを守り、よい家庭を築き

平和な町をつくりましょう

I 学校教育推進の方向

学校教育の課題と現状

上三川町は、企業の誘致や宅地の造成等により人口が3万人を超える成長を続けていますが、児童生徒数については減少傾向が現れてきています。

また、都市化が進むとともに、少子高齢化の進行、また高度情報化の進展に伴うさまざまな情報の氾濫など、社会状況は大きく変化してきています。子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化するなかで、明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることができにくい状況が生じてきています。

教育においても、子どもの学ぶ意欲や体力の低下、いじめ等の問題行動、さらには家庭の教育力の問題など多くの面で課題があります。

中央教育審議会の答申（H17.10）「新しい時代の義務教育を創造する」では、求められるこれからの学校像を、『子どもがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことをめざし、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、保護者や地域も加わって、生き生きと活気ある活動を展開する学校』としています。

いきいきとした活気ある活動が展開され、子どもたちに笑顔と夢を広げることができるような教育力のある学校こそ、保護者や地域の期待に応え、子どもたち一人一人の「生きる力」を育むための多様な力と能力を最大限伸ばすことができると言えます。

「生きる力」の理念とその育成

平成23・24年度から全面実施された現行の学習指導要領では、改めて「生きる力」の育成が重要であると示されました。今後、「生きる力」の実効化はますます重要であり、新しい時代に必要となる資質・能力を、効果的に育成することが求められます。

「生きる力」を育むためには、特に基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ったうえで、学習意欲の向上と思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を育成するとともに、言語・体験的な活動、問題解決的な活動を一層重視する取組を進める必要があります。また、豊かな人間性の育成、健

康の増進と体力の向上など、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進も必要です。現行の学習指導要領の確実な実施と、次期学習指導要領の計画的な準備が大切です。

同時に、これらを進める教育活動は、教職員と子どもとの関係のうえに成り立つものであり、学校の教育力を高めるには、教職員の高い資質・能力が不可欠です。そのためには、授業力を高めるための研修体制を整備したり、外部の人材を活用したりするなど、地域全体で学校を支援する体制を構築するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を確保するなどの環境整備も必要とされます。

学校・家庭・地域・行政の連携

家庭は教育の原点であり、子どもにとっての心のよりどころとして、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心や忍耐力を育成するといった極めて重要な役割を担っています。本来、家庭で果たすべき役割のすべてを学校が補完することはできません。また、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではありません。

まずは、保護者が子どもの教育の責任をもつことについて、その自覚や家庭教育の充実を求める必要があります。また、教職員と保護者が協力しあい、PTA活動や保護者の学びなどについて、支援や情報提供を行っていくことも重要です。

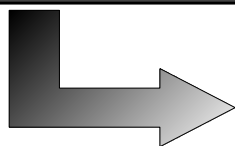
また、保護者や地域住民の参画を得て、子どもたちの学校での取組を支援する中で、地域と一体となって子どもたちを育成していく必要があります。そのために、地域連携教員と学校支援コーディネーターが連携し人材の確保や活動の充実を図っていきます。

今後、教育のより一層の充実に向け、学校・家庭・地域、そして行政が、互いに心と力を合わせ一体での取り組みを進めることが必要であります。

これらのことを踏まえ、次に「上三川町の学校像」を示すとともに、これからの学校教育の重点と方策を次のとおり示しました。

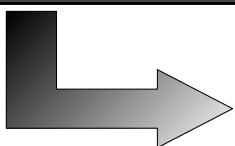
II 上三川町の学校像

心身ともに健康で実践力のある子どもを育成する学校



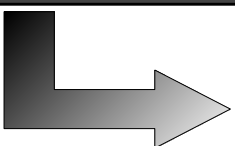
- 健康で安全な生活を営む習慣を身に付け、自ら進んで行動する子どもを育てる。
- たくましい体力と気力をもち、自信をもって実践する子どもを育てる。
- 主体的に目標を設定し、困難に直面してもやり遂げる子どもを育てる。

確かな学力と豊かな創造力をもつ子どもを育成する学校



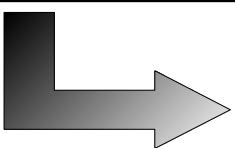
- 基礎的・基本的な内容を身に付け、自分のよさを将来にわたって生かすことのできる子どもを育てる。
- 理想や真理の探究に向かって、自ら考え正しく判断できる子どもを育てる。
- 自ら学び、ねばり強く追究し、創造的に生きることのできる子どもを育てる。

豊かな心をもつ子どもを育成する学校



- 生命を大切にし、思いやりの心をもって行動することのできる子どもを育てる。
- 自然や美しいものに素直に感動する柔らかな感性をもつ子どもを育てる。
- 友情を深め、互いに敬愛し、助け合うことのできる子どもを育てる。

社会のために尽くせる子どもを育成する学校



- 勤労の尊さを理解し、協力しながら進んで仕事をする子どもを育てる。
- 郷土の自然や歴史・文化・生活を理解し、地域社会の一員としてよりよい家庭や社会をつくらうとする子どもを育てる。
- 国際社会に生きる日本人として、相手の立場を理解し、共に助け合い国際社会の発展に貢献しようとする子どもを育てる。

現行の学習指導要領

(平成20年3月)

- 知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1項）
- 基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の重視（学校教育法第30条第2項）
 - 1 「生きる力」という理念の共有
 - 2 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - 3 思考力・判断力・表現力等の育成
 - 4 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
 - 5 学習意欲の向上や学習習慣の確立
 - 6 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

栃木県教育振興基本計画2020

(平成28年2月)

基本理念：とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます

基本目標

- 学びの基盤をつくる
- 志を立て未来をつくる
- 育ちあえる絆をつくる

上三川町第7次総合計画基本計画

(平成28年3月)

- 1 特色ある教育活動の推進
- 2 教育支援体制の充実
- 3 健康・体力づくりの推進
- 4 学校施設・設備の整備

上三川町の学校像

1 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進・充実

2 教職員の資質の向上と研修の充実

3 現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・支援の充実

4 児童・生徒指導の充実

5 人権教育の充実

6 特別支援教育の推進・充実

7 健康・体力の増進と安全教育の充実

8 学校図書館教育の推進・充実

9 社会の変化に対応した教育の充実

Ⅲ 学校教育における指導の重点と方策

1 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進・充実

(1) 創意工夫ある教育活動の推進・充実

- ① 現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と実施
- ② 地域の自然や人材などの教育資源を十分に生かした、「ふるさと学習」等の地域に根ざした特色ある教育活動の推進
- ③ 「いきいき栃木っ子3あい運動」等の家庭・地域と連携した教育活動の推進

(2) 信頼される開かれた学校づくりの推進・充実

- ① 保護者や地域住民に対する学校の教育活動等の積極的な情報発信及び学校・家庭・地域社会の連携強化
- ② 自己点検評価や学校関係者評価による教育活動の点検と改善
- ③ 地域連携教員や学校支援コーディネーターを中心とした、地域の教育力の積極的な活用と社会教育活動との連携
- ④ 異校種間連携・交流（幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の推進及び幼児・児童生徒に対する連続性のある教育の推進・充実

(3) 教育諸条件の整備・充実

- ① 教育方法の多様化と児童生徒の主体的活動に対応するための教育施設・設備の整備及び教材・教具等の整備と活用
- ② 学校における「確かな学力向上」「伝統や文化に関する教育の充実」のための取組等を支援する学校教育活動支援事業の充実
- ③ 事務管理の適正化及びIT化による迅速化、スリム化の推進
- ④ 児童生徒の豊かな心を醸成する環境緑化・美化の推進
- ⑤ 全教職員による危機管理体制の確立と安全管理の徹底及び学校・家庭・地域との連携による学校安全体制の推進

2 教職員の資質の向上と研修の充実

(1) 教育公務員としての職責の自覚とサービスの厳正

(2) 指導力の向上に向けた教員としての専門性の向上を図る研修の推進

(3) 学校課題の明確化及び計画の立案・実践・評価と改善を踏まえた校内研修の推進・充実

(4) 教職員の資質の向上のための自己研修の推進と研修機会の充実

3 現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・支援の充実

(1) 各教科の指導の充実

- ① 児童生徒一人一人が学ぶ意義を認識し、自ら主体的に学び、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにするとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む学習指導の充実
- ② 課題の発見や解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の推進
- ③ 個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習等の学習活動を取り入れた指導など、指導方法や指導体制の工夫・改善を図った個に応じたきめ細かな指導の充実
- ④ 児童生徒の発達段階に応じた言語活動や系統的・体系的な体験活動、問題解決的な学習を重視した指導計画の工夫改善及び指導の充実
- ⑤ 適切な評価規準や評価計画の設定及び評価方法、支援の手立て等の工夫・改善
- ⑥ 児童生徒の学習習慣の確立に向けた家庭と連携した取組の推進

(2) 道徳教育の充実

- ① 児童生徒の実態に即して指導内容の重点化を図るとともに、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等の指導との関連を図った全体計画・年間指導計画の改善・充実
- ② ボランティア活動、自然体験活動や職場体験活動など、学校の教育活動や日常生活等における多様な体験を生かし、児童生徒の豊かな心を育む指導の工夫
- ③ 「私たちの道徳」の効果的な活用や児童生徒の心に響く教材の開発及び地域の人材等を活用した道徳の時間の授業の推進
- ④ 道徳の時間における指導過程や指導方法等の工夫・改善に向けた授業研究の推進

(3) 小学校外国語活動の推進

- ① 小学校外国語活動の目標を踏まえた指導計画の工夫・改善
- ② 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に

向けた指導法の工夫や教材開発の推進

③ 町ALTや中学校との連携を図った指導方法の工夫及び研修の推進

(4) 総合的な学習の時間の充実

① 各教科、道徳、小学校外国語活動及び特別活動等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、それらが総合的に働くことができるようにする全体計画及び年間指導計画の作成と意図的・計画的な指導の充実

② 児童生徒の学習状況に応じた教師の適切な指導と指導体制の充実

③ 体験的な活動及び問題の解決や探究的な活動を重視した学習の充実

④ 自分を見つめ、人としての生き方を考えるなど、自己の生き方に関する指導の推進・充実

⑤ 学校図書館の活用、他の学校との連携促進、地域の教育資源（図書館や公民館等の社会教育施設・人材・自然・伝統文化等）の積極的な活用の工夫

⑥ 児童生徒の変容を適切に把握するための評価の工夫・改善

(5) 特別活動の充実

① 児童生徒の発達段階や地域の実態等に即し、児童生徒の自主的・実践的な活動を促す各教科、道徳、小学校外国語活動及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導計画の工夫・改善

② 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動等のよりよい生活を築くための諸活動の充実

③ 学校や地域社会及び児童生徒の実態に応じ、創意工夫と重点化を図った特色ある学校行事の展開と指導の工夫・改善

④ 家庭や地域社会との連携を図った自然体験、ボランティア活動、職場体験活動及び伝統文化に触れる活動など体験的な活動の充実及び言語活動の充実

⑤ 児童生徒の育てたい態度や能力を明確にした指導計画の作成

⑥ 児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するための評価方法の工夫・改善

4 児童・生徒指導の充実

(1) 児童・生徒指導の充実

① 児童生徒一人一人が自尊感情をもち、存在感や自己有用感、成就感等を実感できることなど、魅力ある学校づくり及び学年・学級経営の推進・充実と、学びに向かう集団づくりの推進による学業指導の充実

- ② 一人一人の児童生徒理解の深化と全教職員の共通理解に基づく組織的・機能的な指導体制の強化及び発達課題を踏まえた積極的な児童・生徒指導の充実
- ③ 児童生徒の自己指導能力の育成及び児童生徒間の望ましい人間関係づくりの充実
- ④ 自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育てる「心の教育」の充実及び発達段階に応じた基本的生活習慣の育成と規範意識や責任感を育てる体験活動の工夫
- ⑤ 児童生徒指導上の諸問題(いじめ・不登校・暴力行為・ネットトラブル等)への全校体制による予防的な取組の充実と早期発見・早期対応の徹底

(2) 教育相談の充実

- ① 校内における組織的な教育相談体制の整備と計画的な教育相談活動の充実
- ② 校内事例研究会の開催など、研修内容の充実と教育相談に関する研修会等への積極的参加
- ③ スクールカウンセラーや、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー及びオアシス指導員並びに関係機関との積極的な連携強化

5 人権教育の充実

(1) 生涯学習の観点に立った人権教育の推進・充実

- ① 「栃木県人権教育推進の指針」や「上三川町人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえた教育計画の整備と実践
- ② 人権にかかわる児童生徒の実態、保護者や地域の実情を把握した人権教育の課題の明確化
- ③ 全教職員の共通理解を図り、様々な課題解決に向けた人権教育計画の作成と具体的・実践的な手立ての明確化

(2) 各教科等の特質に応じた指導内容・方法の改善・充実

- ① 基底的指導、間接的指導、直接的指導の相互関連を踏まえた指導の充実
- ② 同和問題等の人権に関する課題を重視し、共感的理解を図る指導や明るい展望のもてる指導の充実
- ③ 参加体験型の学習による指導の工夫や実践的な態度を身に付ける指導の工夫と資料の整備・活用
- ④ 「町人権教育関連計画」の積極的な活用と自校化の推進・充実
- ⑤ 「育てたい能力・態度」を明確にした授業改善及び小・中学校間の連携を図る町人権教育合同授業研究会への積極的な参加

(3) 学級経営等を基盤とした望ましい集団づくりの推進・充実

- ① 児童生徒一人一人が、互いのよさを認め合い、人権を尊重し合う望ましい人間関係の育成
- ② 個性の伸長や民主的な集団づくりの観点からの豊かな体験活動の充実

(4) 教職員一人一人の人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図る研修の充実

- ① 人権教育に関する基本的な研修や、近年顕在化している課題も含めた様々な人権にかかわる問題に関する研修の充実
- ② 自校の人権教育の課題解決に向けた研修の推進・充実

(5) 家庭及び地域社会・関係機関等との連携を図った啓発活動の推進・充実

- ① 学校で行う人権教育についての保護者への理解促進と啓発の工夫
- ② 様々な人権問題を取り上げた啓発活動の工夫・改善

6 特別支援教育の推進・充実

(1) 全教職員の特別支援教育に関する理解促進と特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の推進及び実践的な指導力向上を図る研修の充実

(2) 障がいのある児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な援助の推進・充実

- ① 児童生徒の実態把握と個別の教育支援計画等の作成及び活用
- ② 個に応じた指導の充実と評価の改善
- ③ 児童生徒の社会性を養うための校内における交流教育の推進・充実

(3) 学校(幼稚園・保育所、小学校、中学校)と家庭・地域社会・特別支援学校及び関係機関等との連携強化

(4) 児童生徒の視点に立った校内教育支援委員会や町教育支援委員会の運営と適切な就学相談・指導の一層の充実

7 健康・体力の増進と安全教育の充実

(1) 体力の向上を図る指導の充実

- ① 学校や児童生徒の実態に応じた計画的・継続的な体力づくりの推進・充実
- ② 教科体育や保健体育を中心に、体育的な行事や運動部活動等における豊かな運動体験を踏まえ、生涯を通じて運動に親しむ態度を育てる体育・スポーツ活動の充実
- ③ 学校・家庭・地域社会の連携を図り、地域におけるスポーツ行事への積極

的参加や自主的スポーツ活動の促進など、「町民一人、一スポーツ」を念頭においた指導の推進

(2) 健康・安全教育に関する指導の充実

- ① 健康診断の適正な実施と事後措置の徹底及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による保健管理・保健指導の充実
- ② 校内における保健相談の計画的な実施と関係機関等との連携による適切な対応
- ③ 児童生徒の実態や地域の実情等から、各学校の安全教育・安全管理に係わる課題を明確にした安全教育の計画的な推進
- ④ 児童生徒の交通安全意識の高揚と実践化を図る安全指導の徹底、地域や関係機関等との連携による事故防止の徹底と通学路の安全確保
- ⑤ 学校や児童生徒の実態及び地域の実情を踏まえた学校保健計画及び学校安全計画の策定と実施

(3) 食に関する指導の充実

- ① 楽しく豊かな給食活動の推進及び児童生徒一人一人が望ましい食習慣を身に付け、自らの健康管理の基礎を培う食に関する指導の推進・充実
- ② 「食に関する指導」年間指導計画の改善・充実
- ③ 食に関する今日的課題に適切に対応できるようにするための、家庭・地域・関係機関等との連携・強化及び栄養教諭や学校栄養職員等の活用による食育推進体制の充実

(4) 防犯・防災に関する指導の充実

- ① 家庭や地域社会との連携協力体制の整備と自ら危険を予測し、回避する能力を高める指導の推進
- ② 教職員の防災教育に関する指導力及び災害時における対応力の向上に向けた取組の充実

8 学校図書館教育の推進・充実

- (1) 「子ども読書活動の推進に関する基本計画」や「栃木県子どもの読書活動推進計画(第三期)」等の趣旨や内容を踏まえた学校図書館教育の推進・充実
- (2) 各学校における児童生徒の豊かな心を育む読書活動の推進・充実
- (3) 学習センター・情報センター・読書センターなど、多機能施設としての学校図書館の整備と運営の改善・充実

- (4) 学校図書館司書並びに保護者や地域の人材等、図書ボランティアを活用した学校図書館運営の充実
- (5) かみのかわ図書ネットワークを活用した町立図書館や他校図書館との連携体制の強化と、豊かな読書活動の推進

9 社会の変化に対応した教育の充実

(1) キャリア教育の充実

- ① 児童生徒の個性に応じた継続的、系統的、組織的なキャリア教育の充実
- ② 進路指導の充実
 - 主体的に進路を選択する能力・態度の育成
 - 自己理解を深める取り組み及び進路相談の充実
 - 適切な進路情報・資料の収集と児童生徒、保護者等への情報提供
- ③ 学級活動や総合的な学習の時間等における「生き方の指導」の充実
- ④ 職場体験（しらさぎチャレンジウィーク）や勤労体験など啓発的な体験活動の充実

(2) 国際理解教育の充実

- ① 国際理解教育を通して育てたい能力・態度の明確化と系統的な指導計画の作成及び工夫・改善
- ② 児童生徒の発達段階や指導の継続性を踏まえ、ALTや地域人材を活用した指導内容と学習活動の工夫・改善
- ③ 国際理解への興味・関心を高める指導の工夫・改善と国際協調、国際協力の実践
- ④ 日本の伝統や文化を理解し尊重するとともに、世界の多様な文化や価値観を受容し共生していこうとする態度の育成

(3) 環境教育の充実

- ① 環境教育を通して育てたい能力・態度の明確化と系統的な指導計画の作成及び工夫・改善
- ② 児童生徒の発達段階や地域の自然環境、社会環境、文化環境など身近な環境の特色を踏まえた指導内容と学習活動の工夫・改善
- ③ 児童生徒の発達段階に即して、体験的学習や問題解決的学習等を取り入れた指導方法の工夫・改善
- ④ 家庭・地域・関係機関等との連携の推進と、地域人材・施設等の活用促進

(4) 福祉教育の充実

- ① 福祉教育を通して育てたい能力・態度の明確化と系統的な指導計画の作成及び工夫・改善
- ② 児童生徒の発達段階と地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉等との関連を図った指導内容と主体的に取り組める学習活動の工夫・改善
- ③ 社会参画の意識を高めるボランティア活動等の計画的な実施と工夫・改善
- ④ 家庭・地域・関係機関等との連携を図り、地域の特性を生かした実践活動の推進


(5) 情報教育の充実

- ① 情報教育を通して育てたい能力・態度の明確化と系統的な指導計画の作成及び工夫・改善
- ② 児童生徒の発達段階と各教科等のねらいに即した情報活用能力と情報モラルの育成
- ③ 情報モラルや著作権・情報公開・個人情報保護・情報通信ネットワーク運営管理の徹底など、セキュリティの確保も含めた校内研修の充実及び家庭・関係機関等との連携
- ④ 全教職員がコンピュータを効果的に活用するための校内研修の充実と情報通信ネットワークを活用した授業の実践及び指導方法の工夫・改善



IV 資料

資料1 伸びよう 伸ばそう 上三川の子どもたち



「伸びよう 伸ばそう 上三川の子どもたち」
～未来づくりに生活習慣を身につけよう～

か 活気ある生活は 三度の食事から
み みんなでかわそう 明るいあいさつ
の 伸びる子は 毎日かならず家庭学習
か がんばれる心と体は よい眠りから
わ 忘れずに しっかり運動 毎日元気

本郷小学校 本郷北小学校 上三川小学校 坂上小学校 北小学校 明治小学校 明治南小学校 本郷中学校 上三川中学校 明治中学校 上三川町教育委員会

資料3 上三川町子どもスマホ・携帯ルール



上三川町子どもスマホ・携帯ルール

- 1 終了時刻は9時までになります。
- 2 使用時間は、1日1時間以内にします。
- 3 個人情報を出さないようにします。
- 4 相手を傷つける言葉を使わないようにします。
- 5 フィルタリングを使用します。

上三川町の全小中学生の考えと保護者の願いが込められたルールです。

このルールは、LINEなどのSNSによるトラブルを未然に防ぎ、
犯罪から子どもたちを守るため、児童生徒自らがスマートフォンや
携帯電話等のインターネットに接続できる機器の使い方を考え、
各学校で話し合ったルールを持ち寄り、保護者の思いや願いをふまえ、
自らのルールとして決めたものです。

平成27年9月28日 上三川町スマホ・携帯ルールづくり実行委員会・上三川町教育委員会
上三川町PTA連絡協議会・上三川町青少年育成町民会議

資料2 上三川町いじめ撲滅子ども宣言

かみのかわまち
せんげん

上三川町いじめ撲滅子ども宣言

あいて おも

・ **相手を思いやる**

やさ こころ

優しい心をもちます。

ゆうき

・ **勇気をもって**

ただ おこな

正しいことを行います。

えがお

・ **笑顔あふれる**

あか がっこう

明るい学校にします。

平成26年9月29日採択

本郷いじめゼロの誓い

.....

私たち、本郷の子どもたちは「五常の大業」を身に励み、私たち自らの力で「笑顔あふれる学校、そして夢の中」を作り出す。そのために、次のうたを実行し、仲間とともに、いじめをなくすことを誓います。

1. いじめをみたら、すぐに大人に知らせます(知)
2. 自分から友達に声をかけて、誰とでも仲間になります(仁)
3. 仲間を信じ、よいところを見つかる広い心を持ちます(信)
4. 誰にでも、笑顔で明るくあいさつします(礼)
5. 正しいことを、勇気を出して行います(義)

本郷町立小中学校教育委員会

いじめゼロ宣言 in 上三川

.....

私たち自らの力でいじめをなくし、みんなが夢や希望を持って生活できる学校づくりをするために、次のことを、私たち自身の言葉で宣言します。

1. 友だちを大切にし、相手を思いやる優しい心を持ちます。
2. だれにでも、気持ちのこもったあいさつをします。
3. みんなで声をかけあい、一人ぼっちをつくりません。
4. 困ったり悩んだりしている人の相談にのり、みんなで解決します。
5. 笑顔あふれる楽しい学校にします。

平成26年11月20日 上三川町立小中学校教育委員会

明治地区いじめゼロサミット

いじめゼロ宣言文

.....

- A 私たちは、みんな明るく笑顔で元気にあいさつできる学級・学校にします。
- B 私たちは、みんなで助け合い、優しい心を持ちます。
- C 私たちは、誰んで声をかける気持ちを持ちます。
- D 私たちは、嫌なことがあったら一人で悩まず、みんなに相談します。
- E 私たちは、相手の気持ちを考える思いやりの心をもって仲間を大切にします。

.....

